

経済産業大臣 西村 康稔 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

**岩手県の「(仮称) 稲庭風力発電事業」予定区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避・低減に関する要望書**

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、稲庭ウインド合同会社によって岩手県の二戸市と八幡平市にまたがる地域に計画されている「(仮称) 稲庭風力発電事業(以下、対象事業という)」について、日本野鳥の会もりおから4団体は風力発電施設の建設予定区域やその周辺(以下、当該地域という)に生息する希少猛禽類や各種渡り鳥の生息環境保全の観点より下記の通りに要望いたしますので、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

1. 要望内容

岩手県内陸部の奥羽山脈沿いの地域は豊かな自然環境を有しており、一年を通して多様な野生動物が生息しております。このたび二戸市と八幡平市にまたがる地域において、2023年4月18日付で稲庭ウインド合同会社により「(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響準備書」(以下、準備書という)が公表されましたが、これが計画通りに実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートの攪乱または消失といった甚大な影響が生じるものと考えます。

私どもは、これらの鳥類の生息環境保全および予防原則の観点に基づいて、対象事業の白紙撤回を検討するよう、事業者に対し勧告して下さること、また累積的環境影響の回避に向けて具体的な取り組みを行うよう事業者に対して指導して下さることを強く要望いたします。

2. 要望の背景

(1) 岩手県内陸部の奥羽山脈と北上高地に沿った広大な地域には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境が存在し、一年を通して鳥類に代表される多くの野生動物が生息しております。特に本事業の事業実施想定区域である稲庭岳から折爪岳にかけての地域、および鹿角街道沿線、八幡平高原、及び北上川・馬淵川の水系を含む広い地域は様々な鳥類の貴重な生息地（繁殖地および越冬地）となっております。そして、当該地域には林野庁が「緑の回廊」に設定した森林地帯、および岩手県の自然環境保全指針に基づく「優れた自然評価図において重要性が高いと区分された地域」、また、森林法により防災上必要とされる「保安林」が存在するなど、当該地域は自然環境の保全と防災の両面で極めて重要な地域となっており、さらに環境省が公表している環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」で当該地域を含む地域全体を注意喚起レベル A3 に指定する地域となっております。このような地域に大規模な風力発電施設が建設されれば、貴重な自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響が発生することが危惧されます。特に今回の当該地域は非常に広範囲に及んでおり、準備書によれば設置される風力発電施設の風車の基数も 32 基と極めて大規模です。この事業計画が実施されると、当該地域以外の場所にも影響が及び、鳥類のバードストライクが発生する可能性がさらに高まります。また、鳥類が風力発電施設を忌避する結果として、施設に隣接する広大なエリアから希少猛禽類などの大型鳥類が排除されることも危惧されます。さらに、鳥類保護や自然保護にとどまらず、地域住民の生活環境保全や防災の面の問題が生じる可能性もあります。

従って私どもは、対象事業は中止するべきであると考えます。

(2) 岩手県の奥羽山脈沿いから北上高地北部にまたがる地域にはイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息しております。特にイヌワシは、環境省の「レッドリスト」では絶滅危惧 IB 類、岩手県の「いわてレッドデータブック」では A ランクに、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においては国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシを保護することは我が国の重要課題の一つであると言えます。

岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっております。当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは、私どものこれまでの観察から明らかになっております。このような地域での風力発電施設の稼働は、発電施設の規模の大小にかかわらずバードストライクの危険性と狩場の消失という二つの面で希少猛禽類の定常的な生息を脅かします。実際に 2008 年 9 月には岩手県北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。なお、風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は、岩手県内の他の地域でも起こっております。

これらの事例は、いずれも希少猛禽類と風力発電施設の共存が困難であることを示しております。このような過去の教訓が生かされないまま今回の事業計画が実行に移され、風力発電施設が稼働するとすれば、当該地域に定常的に生息する希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。

これに関連して、対象事業計画の方法書にかかる 2022 年 3 月 16 日付の大臣勧告では、この地域が猛禽類の生息地であることより『専門家の助言も踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について適切な調査、予測及び評価を行う』ことを強く求められております。しかし、バードストライクの原因が風車のブレードへの衝突であるにも関わらず、風力発電施設のブレードの大きさや形状の変更等を含むバードストライクの防止策は準備書では全く検討されておられません。また、尾根沿いに高さ 178.5m の風車が 32 基も立ち並ぶという風力発電施設の施設配置が方法書段階からほとんど変更されておらず、施設の設置場所の適否に関する検討も全くなされておられません。つまり、準備書には大臣勧告が生かされているとは言えません。

従って私どもは、希少猛禽類の生息環境の保全の立場から、対象事業は中止するべきであると考えます。

(3) 日本列島は、シベリアやアラスカからオーストラリアに至る「東アジアオーストラリア地域フライウエイ (EAAF)」のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまで知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていること、奥羽山脈沿いや北上高地北部がガン・カモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっており、特に当該地域から折爪岳にかけての地域、鹿角街道沿線、八幡平高原、及び北上川・馬渕川の水系を含む広い地域はガン・カモ・ハクチョウ類等の渡りの主要なルートであることなどが明らかになっております。

また、本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖も当該地域において確認されております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧 (NT) に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されており、日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息状況調査の結果でも本州での生息数の減少が顕著であることにより、生息地の保全は喫緊の課題とされております。そしてオオジシギは、その習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされており、実際に福島県内の風力発電施設ではバードストライクが確認されています。しかし今回の準備書の中では、オオジシギの生息状況に留意する必要性は述べられているものの、オオジシギを対象とする生息状況の詳細な調査や、当該地域におけるバードストライク発生の可能性評価は検討対象になっておらず、このままでは、オオジシギの生息環境の保全対策の検討が当該事業計画から欠落する恐れがあります。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の大群の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。

さらに風力発電施設へのバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることは、これまでに世界各地で多数報告されていますし、コウモリ類のバットストライクも注目されております。当該地域や北上高地に風力発電施設が次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライクやバットストライクが一層危惧されることとなります。

従って、希少種を含む渡り鳥と渡りルート保全の立場から、対象事業は中止するべきです。

(4) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや、ブレードによる騒音や低周波音の発生は、近隣住民の生活環境の悪化にとどまらず、当該地域の鳥類生息環境にも何らかの影響を与える可能性があると考えます。対象事業計画においては、これらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、例えば「風車の影や騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの鳥類の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く行われておりません。また、今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについても明らかではありません。このままでは当該事業の環境影響への対策が欠けたままで建設を進めることに繋がり、当該地域の自然環境に深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。

私どもは、特に当該地域で繁殖する希少鳥類の生息環境の保全の立場から、これらの点に関する再調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者には勧告すべきであると考えます。

(5) 今回の準備書の中には、風力発電施設の建設や稼働に不可欠な大型機材等を運ぶいくつもの輸送経路が示されております。これらの輸送経路の近隣にも希少猛禽類の生息地が複数存在する可能性があり、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、あるいは資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより、付近の希少猛禽類の繁殖が阻害される可能性があります。しかし、そのような観点からの輸送経路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点が示されておりません。輸送道路も風力発電施設に付随して必須な施設である以上、それらの輸送道路の周囲を含む帯状の地域を環境影響評価の対象として希少猛禽類の保護に万全を期すべきであると考えます。

私どもは、上記の点に関する再調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者には勧告すべきであると考えます。

(6) 風力発電施設が奥羽山脈沿いや北上高地北部の地域に次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の可能性がさらに高まる可能性があります。この点については前述の大臣勧告でも指摘されております。ここで問題となるのは、希少猛禽類や渡り鳥などの生息環境保護や渡りコース保全の観点から、対象事業の予定地域の選定が適切であるか否かです。それにも関わらずこれまでの多くの風力発電事業では、「事後調査及び環境監視強化」を前提として事業計画が認可される例が多く見受けられます。しかし、自然環境の保全措置を事後調査に委ねることは、問題の引き伸ばしに過ぎず、その事後調査の結果さえも「不確実性」という曖昧な言葉で有名無実化される可能性があります。実際に事業者の公表している準備書の中では、方法書段階での私どもの意見に対して「岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら鳥類に対する調査手法及び調査地点の見直しを行った」旨の記述と、その後「事後調査を実施する予定」との記述が繰り返されるに留まっております。風力発電施設の稼働後に仮に希少鳥類のバードストライクや生息地放棄等の問題が発生しても、それに対する事後の適切な鳥類保護対策は困難であり、結局は問題が解決されないまま事業が継続されることに繋がりかねません。このままでは鳥類の生息環境の保全は全く有名無実化してしまいます。

従って大臣勧告においては、希少鳥類の繁殖・越冬、及び渡り鳥の渡りの時期には、その期間だけでも当該地域周辺の風力発電施設の稼働を停止することを事業計画段階で事業者をご指導いただきたく存

じます。さらに稼働後に希少鳥類のバードストライクや生息地忌避等の問題が仮に発生した場合は、その事案の解決策が明確に示されないうちは稼働を再開しないことを大臣勧告の中で強く求めていただきたく存じます。

(7) 風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適切に予測・評価することは、その地域における希少鳥類や渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要であり、そのためには、近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を評価することが不可欠となります。当該地域の周辺は、稲庭岳周辺で地理的にほぼ重なり合う複数の風力発電事業計画や、隣接する一戸町高森高原付近の事業及び複数の風力発電事業計画に加え、準備書に示されていない稼働中の「折爪南風力発電事業（第1期）」や、計画中の「（仮称）八幡平風力発電事業計画」、「（仮称）折爪南風力発電事業計画（第2期）」、「（仮称）折爪北風力発電事業計画」などとも飛び石状に連続する事業レイアウトとなっております。従って対象事業計画がそのまま実施されれば、岩手県北部の奥羽山脈から北上高地に至る広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の飛翔ルートを遮断する障壁影響の発生する恐れが十分に想定されます。

この件に関して、対象事業計画の配慮書段階での2016年1月22日付けの環境大臣意見では「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、方法書に記載すること」を求めています。また、方法書段階で出された2022年3月16日付の経済産業大臣勧告の第3項でも「累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者との調整及び情報収集に努め、累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること」を求めています。しかし、方法書段階での大臣勧告から1年以上が経過しているにも関わらず、相変わらず事業者の公表した対象事業の準備書の中では「検討する」旨の記述に留まり、その検討結果などは示されておりません。また累積的環境影響評価に関して、準備書に「実行可能な範囲で予測・評価を行った」旨は記載されておりますが、「実際に他事業者との情報共有をどのように行い、どのような調査を実施し、その結果どのような結論が導き出されたのか、科学的調査によって周辺の他事業との累積的環境影響がどのように評価されたのか」等についての記述は全く見られず、仮に今後それらの検討を進めるとしても、他事業との累積的影響を可能な限り小さくするために具体的にどのような措置を進めるかという点について全く触れられておりません。それにも関わらず準備書の中では、大臣勧告に関する事業者側の見解を示す箇所ですら「文献等を可能な範囲で入手し、調査、予測及び評価を実施しました。」とあり、「他の事業者との調整については引き続き対応を図ってまいります。」とも記載されております。このままでは複数の風力発電事業の累積的環境影響に関する検討が適切に行われぬまま対象事業計画を含む多数の風力発電事業計画が進められることになりかねません。そうなれば岩手県内陸北部の広大な地域において、希少猛禽類の生息阻害やガン・カモ・ハクチョウ類をはじめとする各種渡り鳥の渡りルート遮断や攪乱の恐れが十分に想定されます。

私どもは、国レベルで累積的環境影響評価のガイドラインを作成し、評価基準の標準化を実施していただく必要があると考えます。そして、今回の事業計画については白紙撤回し、累積的環境影響評価が十分になされた事業計画に改めるよう大臣勧告により事業者をご指導いただきたく存じます。

今日、世界的に再生可能エネルギー資源開発の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー資源の開発事業であってもそれが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健全な暮らしを損なうことにも繋がります。これは、世界的に気候変動対策と生物多様性保全のシナジーが求められていることから明らかです。

繰り返しとなりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、貴殿が、事業者である稲庭ウインド合同会社に対して、当該地域における対象事業を白紙撤回するようご指導いただくことを強く求める次第です。

以上